

第四十八号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第五備考二中「第二条」を「第二条第二項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の改正に伴い、旅館業の営業の種類に変更があるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。